

地球温暖化対策に関する地域連携のあり方について

平成21年6月

地球温暖化対策に関する地域連携のあり方検討会

目次

第1章 検討の背景・目的等

- (1-1) 背景と目的
- (1-2) 本報告書の位置づけについて
- (1-3) 検討会の構成
- (1-4) 開催状況

第2章 改正前温対法におけるセンター、推進員、地域協議会の位置づけ

- (2-1) 改正前温対法におけるセンターの位置づけ
 - (2-1-1) 都道府県センター
 - (2-1-2) 全国センター
 - (2-1-3) 全国センターと都道府県センターの役割分担
- (2-2) 改正前温対法における都道府県推進員の位置づけ
- (2-3) 改正前温対法における地域協議会の位置づけ

第3章 センター、推進員、地域協議会の現状と課題

- (3-1) 都道府県センター
 - (3-1-1) 現状
 - (3-1-2) 課題
- (3-2) 全国センター
 - (3-2-1) 現状
 - (3-2-2) 課題
- (3-3) 都道府県推進員
 - (3-3-1) 現状
 - (3-3-2) 課題
- (3-4) 地域協議会
 - (3-4-1) 現状
 - (3-4-2) 課題

第4章 温対法改正後のセンター、推進員、地域協議会、実行計画協議会の位置づけ及び役割

- (4-1) 地域センター
 - (4-1-1) 都道府県センターと市センターの役割分担の考え方
 - (4-1-2) 都道府県センターの役割
 - (4-1-3) 温対法第24条第3項に基づく連絡調整
 - (4-1-4) 市センターの位置づけ及び役割
- (4-2) 全国センターの役割
- (4-3) 都道府県推進員及び市推進員の役割
- (4-4) 地域協議会の役割
- (4-5) 実行計画協議会の位置づけ及び役割

第5章 温対法改正後の地域の取組の推進に係る国、都道府県、指定都市等の役割

- (5-1) 国
- (5-2) 都道府県
- (5-3) 指定都市等
- (5-4) 留意すべき事項
 - (5-4-1) 都道府県センターと市センターの重複指定
 - (5-4-2) 地域センターの指定期間
 - (5-4-3) 都道府県推進員と市推進員の重複委嘱

第6章 センター、推進員、地域協議会の課題の克服に向けた方策

- (6-1) 地域センター
- (6-2) 全国センター

- (6-3) 推進員
- (6-4) 地域協議会

第7章 まとめ

参考資料1 あり方報告書 (P.3表抜粋)

参考資料2 地球温暖化対策地域協議会ガイドライン

第1章 検討の背景・目的等

(1-1) 背景と目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）においては、平成10年の温対法制定時から、地域の多様な主体が連携し、当該地域の地球温暖化対策を住民の日常生活レベルから推進することを目的として、環境省が指定する全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）、都道府県知事が指定する都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）及び都道府県が委嘱する地球温暖化防止活動推進員（以下「都道府県推進員」という。）が規定されている。平成14年の温対法改正では、地域の取組を補強するために地球温暖化対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。）が制度化されるとともに、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）を都道府県センターとして指定することが可能となり、これにより、全国各地に都道府県センターや地域協議会が多数設置されることとなった。これらの積極的な活動により、全国各地で地域に密着した地球温暖化対策が進められてきた。

都道府県及び市町村は、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの削減対策について地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）を策定することとされており、また、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための総合的かつ計画的な施策を策定するように努めることとされており、それぞれの計画に基づき、地域における地球温暖化対策を進めてきた。

しかし、京都議定書の約束期間が始まって我が国の温室効果ガス排出量は増加し続けており、特に業務その他部門や家庭部門における温室効果ガスの排出量が大幅に増加していることから、地域における取組を促進するとともに、事業者や住民に対する助言、教育、普及啓発等を一層強力に行うことが喫緊の課題となった。

こうした状況を踏まえ、平成20年の温対法改正においては、

①都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市（以下「指定都市等」という。）に対して、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの削減対策に加えて、新たに、地域において取り組む、

- ・自然エネルギーの利用促進に関する事項
- ・地域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- ・公共交通機関の利便の増進、都市における緑化、その他温室効果ガスの排出抑制等に資する地域環境の整備に関する事項
- ・廃棄物等の発生抑制その他の循環型社会の形成に関する事項

についても実行計画に定めることが義務付けられた。

この実行計画において新たに定めることと位置付けられた対策・施策を地域住民・企業の具体的な行動に結びつけるため、

②指定都市等についても地域地球温暖化防止活動推進センターの指定及び地球温暖化防止活動推進員の委嘱（※）

ができることとするとともに、

※以下、指定都市等が指定する地域地球温暖化防止活動推進センターを「市センター」、指定都市等が委嘱する地球温暖化防止活動推進員を「市推進員」という。

③都道府県センター及び市センター（以下「地域センター」という。）、都道府県推進員、市推進員が実行計画の策定・実施に協力する仕組みとして、地方公共団体実行計画協議会（以下「実行計画協議会」という。）を設置することができる

こととされた。

全国センター及び都道府県センター（以下、包括的に指す場合において「センター」という。市センターを含む場合も同じ。）や地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）制度が発足してから10年が経過しており、地球温暖化対策をとりまく状況、地域の取組のあり方にも変化があった。これまで、センターや推進員について効果があったと評価されている取組がある一方、地域の温室効果ガス削減の取組を推進するに当たってのセンター、推進員、地域協議会における課題も指摘されている。

全国センターと都道府県センターのあり方については、過去に「地球温暖化防止活動推進センター事業・運営等のあり方報告書」（平成11年5月、以下、「あり方報告書」という。）で整理されているが、その後の温対法改正による制度の変化や、実際のセンターや推進員の活動などから、

現在の状況に即したあり方の再検討が必要となってきた。

また、平成20年の温対法改正により、新たに市センター、市推進員、実行計画協議会が設置できることとなったが、これに関連して、①同一地域に都道府県と市のセンターが存在する場合がある、②同一法人が都道府県知事と指定都市等の市長から地域センターとして指定される場合がある、③同一人物が都道府県知事と指定都市等の市長から推進員の委嘱を受ける場合がある、④都道府県センターに新たに「連絡調整」の業務が追加された、⑤地域センターが実行計画協議会に参画できるようになった、などから、これらの事態において生じ得る課題について整理する必要がある。

このため、今後のセンター、推進員、地域協議会、実行計画協議会の活動及び連携の一層の推進に資するため、以上の課題を踏まえて各関係者の役割分担や調整すべき事項等について整理するとともに、解決策を提示することを目的として、「地球温暖化対策に関する地域連携のあり方検討会」を設置し、所要の検討を行うこととした。

(1-2) 本報告書の位置づけについて

本報告書は、地方公共団体、センター、推進員、地域協議会、実行計画協議会が、地域の実情及び市センターの指定や市推進員の委嘱等の状況を踏まえつつ、今後、実行計画の策定・実践、民間活動の支援、推進員等の研修などの取組を効果的かつ効率的に行う上で、参考にするためにとりまとめたものである。

したがって、各主体は活動内容や活動対象地域について、本報告書の整理に制限されるものではなく、それぞれの創意工夫と関係者との連携・調整の下、積極的に活動し、地域の地球温暖化対策の取組を一層推進することが望まれる。なお、本報告書は、地方公共団体実行計画策定マニュアルと内容の整合性を図っているため、実行計画協議会の運営に当たっては本報告書に合わせて当該マニュアルも参照されたい。

また、本報告書に示す考え方は、地球温暖化対策の進展や社会の変化により、変わり得るものである。したがって、本報告書の内容は、制度の運用の状況を見つつ、適時適切に点検評価し、必要に応じて見直されるべきものである。

(1-3) 検討会の構成

<委員名簿(50音順、敬称略)>

一方井 誠治 京都大学経済研究所教授(座長)

伊東 真吾 (NPO)京都地球温暖化防止府民会議事務局長

菊井 順一 (財)ひょうご環境創造協会専務理事、兵庫県センター長

久保田 学 (財)北海道環境財団企画事業課長

小島 正也 名古屋市環境局環境都市推進部地球温暖化対策室長

斎藤 博靖 静岡県県民部環境局地球環境室長

関川 朋樹 横浜市地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課長

平成21年度より市川 博美 横浜市地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課政策調査役に交代

高橋 幸司 川口市環境部次長

谷口 靖彦 (財)大阪府みどり公社 センター事務局長

平成21年度より葉山 幸雄に交代

長谷川 公一 東北大学大学院文学研究科教授、宮城県センター長

三笠 昭隆 福岡県環境部次長

山村 尊房 全国地球温暖化防止活動推進センター事務局長

(1-4) 開催状況

第1回(平成20年11月5日)	地域センターの役割・位置づけについて
第2回(平成20年12月17日)	地球温暖化防止活動推進員制度、地球温暖化防止地域協議会について
第3回(平成21年2月19日)	とりまとめ案の検討について
第4回(平成21年3月25日)	とりまとめについて
第5回(平成21年5月11日)	とりまとめについて
第6回(平成22年5月19日)	とりまとめについて

第2章 改正前温対法におけるセンター、推進員、地域協議会の位置づけ

(2-1) 改正前温対法におけるセンターの位置づけ

(2-1-1) 都道府県センター

都道府県センターは、都道府県知事が、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、以下の事業等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、指定することができることとされている。

- ① 啓発及び広報活動、推進員や民間団体の支援
- ② 日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等についての照会、相談対応及び助言
- ③ 日常生活に関する温室効果ガスの排出実態の調査及び当該調査に係る情報分析等
- ④ ③により得られた結果の情報提供
- ⑤ これらに付帯する事業

すなわち、都道府県センターは、都道府県単位で普及啓発、活動支援、情報提供等を行う法的な位置づけを持つ唯一の拠点であり、域内の活動団体や行政機関等とは異なる使命を負う。

(2-1-2) 全国センター

全国センターは、環境大臣が、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、以下の事業等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、指定することができることとされている。

- ① 複数の都道府県にまたがる啓発及び広報活動、複数の都道府県にまたがる活動を行う民間団体の支援
- ② 日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等の促進方策の調査研究
- ③ ②の他、地球温暖化及び対策に関する調査研究、情報・資料収集、分析、提供
- ④ 日常生活で利用する製品の温室効果ガス排出量に関する情報収集、提供
- ⑤ 都道府県センターの連絡調整、職員研修、指導、援助
- ⑥ これらに付帯する事業

このように、全国センターは、複数の都道府県にまたがる活動に加えて、「都道府県センター事業の連絡調整、職員研修、指導・援助」という支援機能が位置づけられている点で、都道府県センターにとって重要な意味を持つ。

(2-1-3) 全国センターと都道府県センターの役割分担

全国センター及び都道府県センターの機能については、あり方報告書で整理されているが（参考資料1参照）、この整理が行われた時点では全国センターや都道府県センターの活動実体はなく、現在とは状況が相当異なっているため、全国センターと地域センターのそれぞれに対して具体的に求められる機能や役割分担、連携強化に向けた考え方や活動支援のあり方等について、再整理をする必要がある。

なお、全国センター及び都道府県センターが、全国に、又は、その区域に一に限り指定することができることとなっているのは、情報センター機能、活動支援機能を果たす上で、全国、都道府県のそれぞれの地域における様々な情報を効率的に収集するとともに、そうした様々な情報をまとめ、正しく、かつ、分かりやすく提供しつつ、言わば、ワン・ストップの活動の拠点となることにより、推進員、事業者、住民等と実施する支援業務・連携業務を集約的かつ効果的に行うことができるようにするためである。

(2-2) 改正前温対法における都道府県推進員の位置づけ

都道府県推進員は、温対法第23条に基づき、都道府県知事が、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に

熱意と識見を有する者のうちから委嘱することができる」とされている。具体的には、以下のような活動を行うこととされている。

- ① 住民に対する啓発活動
- ② 日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等に関し、住民の求めに応じた調査
- ③ 住民の活動に対する情報提供、協力
- ④ 国、地方公共団体が行う施策への協力

すなわち、都道府県推進員は、地球温暖化対策に関する専門的知見と活動の意欲を有する者が、住民に身近な地球温暖化対策についての啓発や助言、情報提供等を行うことを目的としており、都道府県推進員には、国や地方公共団体では難しい、きめ細かな普及啓発活動を行うことが期待される。

また、前述の「あり方報告書」では、推進員の役割についての整理は行われていないが、具体的な制度設計や運用に当たっては、全国画一ではなく、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫が求められるものである。

(2-3) 改正前温対法における地域協議会の位置づけ

地域協議会は、温室効果ガスの排出量を削減するために地方公共団体が中心となっていく、住民や中小事業者に対する情報提供等や取組の支援をしていく体制を整備する必要があることを踏まえ、法第26条において、地方公共団体、都道府県センター、推進員、事業者、住民等が日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき事項について協議するために組織することができる」として規定されている。

環境省の地球温暖化対策地域協議会ガイドライン(参考資料2参照)によれば、地域協議会は、各地域の事情に応じた効果的な取組や参加メンバーの役割等について協議し、地域密着型の対策を講ずることにより、日常生活における温室効果ガスの削減を図ることを目的とするものである。

地域協議会には、協議結果の尊重が構成員に求められる以外には、活動区域や事業内容等に制約はなく、センターと異なり法人格も必要ないため、誰でも自由に設立することができる。ただし、制度の趣旨を踏まえれば、一業種(例:事業者のみ)や少人数での設立は地域協議会としては適当ではなく、また、日常生活での対策が中心であることから、住民(団体を含む。)が参加していることが望まれる。地域協議会の活動対象は、一般家庭に限定されるわけではなく、省エネ機器の製造・普及など、事業者等の対策や住民への普及啓発など行政の対策も含めて、日常生活全般に係る分野が幅広く対象となる。同ガイドラインでは、活動内容の例として、以下をあげている。

- ①住民の取組を推進するため必要な支援策の検討
- ②一般家庭、商店街等における温室効果ガスの削減効果のある機器等の普及
- ③一般家庭、商店街等に導入しやすい対策の情報交換
- ④地球温暖化対策診断やエコドライブ診断の実施
- ⑤リサイクル運動等地域ぐるみの取組の企画・推進
- ⑥都道府県センター、推進員に求められる日常生活に関する活動の検討
- ⑦共同ポスターの作成
- ⑧住民への普及啓発のためのシンポジウム、セミナーの開催

第3章 センター、推進員、地域協議会の現状と課題

(3-1) 都道府県センター

(3-1-1) 現状

平成 21 年 4 月現在、45 の都道府県センターが指定されている。当初は都道府県センターの指定対象が財団法人または社団法人に限られていたため、1 / 4 程度の都道府県での指定にとどまっていたが、平成 14 年の温対法改正により N P O 法人の指定が可能となってから急速に指定が進んだ。設置数の増加するに伴い、都道府県センターの財政基盤、運営体制、スタッフ数、経験年数、活動方針などが多様化している。

全国センターが、平成 20 年度に都道府県センターに対して行った活動推進状況に関するアンケート調査によると、現在の都道府県センターの活動状況は以下のとおり概括できる。

① 広報、普及啓発事業

ほぼ全ての都道府県センターで、環境省や都道府県からの補助事業や委託事業を活用した多様な普及啓発活動を展開している。広く一般市民を対象とする事業が多く、都道府県推進員、都道府県担当部局等、外部との連携による事業も多い。

② 活動支援

推進員への研修、情報提供などの活動支援をほとんどの都道府県センターが行っており、活動団体や事業者の支援を事業として行っている都道府県センターも多数ある。それらの内容やレベルは、多様である。

③ 照会・相談

市民や事業者からの照会に応じている都道府県センターが多く、市町村や学校からの相談対応も行われている。都道府県センターの設置により相談窓口が開かれることで、相談が寄せられるようになる場合が多いと思われる。

④ 調査研究

普及啓発事業等に比べると数は少ないが、調査研究に取り組む都道府県センターもある。過去には普及啓発を兼ねて環境家計簿等を用いた簡単な調査が各地で行われていたが、家庭での CO2 の排出実態の把握などの本格的な調査研究に取り組んでいる都道府県センターは、あまり多くはない。

⑤ 情報提供

都道府県センターの事業や都道府県推進員の活動の状況、関連分野の行事情報、情報源情報の提供等の提供が行われている。手段としては、WEB サイトや機関誌、冊子の提供等が多く見られる。

⑥ その他

上記を組み合わせた複合的な事業を行う都道府県センターも多数存在する。特に、環境省が平成 19 年度から開始した温暖化対策一村一品・知恵の環づくり事業（以下、「一村一品事業」という。）により、都道府県センターの活動区域内の情報収集、広報・普及啓発、活動支援等を併せて実施している都道府県センターが多数見受けられる。

「どの活動に重点をおいているか」というアンケートの問に対しては、これらの活動のうち、普及啓発に重点をおく都道府県センターが多く、相談対応や調査研究に重点を置く都道府県センターは相対的には多くない。

都道府県が温対法に基づき策定する地域推進計画における位置づけについては、過半数の都道府県で、温対法で規定される責務等の一般的な記述にとどまり、期待する事業等について具体的に記述することでより明確に役割を位置づけられている都道府県センターは少ない。

また、他の主体との連携については、都道府県の担当部局との日常的な連携は約半数の都道府県センターが行っているが、推進員や市区町村との連携については、活動の中で必要に応じて連

携しているところが多い。地域協議会との連携については、1/3程度が連携した多様な活動を行っているが、ほとんど交流がなかったり活動実態を把握していない都道府県センターも存在する。

(3-1-2) 課題

都道府県センターの業務の実施に係る課題については、次のような点が指摘されている。

- ① NPO法人を中心に多くの都道府県センターが、活動財源の不足を課題に挙げている。その程度には幅があり、委託事業以外の自主的な活動に係る財源が不足しているものから、人件費などの基本的な財源の調達に苦勞しているものまでである。近年の行財政改革により、都道府県からの委託費や補助金の額も削減されつつある。このような問題を抱える状況の中で、果たすべき役割や事業が増えた場合、こうした問題をさらに増大させることになりかねない。
- ② 財源の問題などから、職員の雇用が不安定となりがちであり、質の高い人材の十分な確保が難しい。
- ③ 環境省、都道府県、市町村、全国センター、都道府県センター、都道府県推進員、地域協議会等の間において、目標の共有や役割についてのコミュニケーションが不足している。
- ④ 地域における都道府県センターの認知度は低く、広報啓発、活動支援、照会・相談等の事業を必ずしも効果的に行えていない。
- ⑤ 都道府県センターの基本的な役割は「あり方報告書」などで整理されてきたものの、周辺状況の変化や地域ごとの実情により、その整理のとおりにはなっていないケースがある。あり方報告書を見直すとともに、都道府県センターのビジョン、役割や活動目標についても見直す必要がある。
- ⑥ 自ら課題を克服し、活動内容を改善していくためにも、都道府県センターの役割、活動の目標、成果などについての評価、課題の分析、対策の検討・実施を継続的に行っていくことが求められている。また、都道府県センターの更なる自助努力が必要という指摘もある。

(3-2) 全国センター

(3-2-1) 現状

全国センターとしては、平成11年に財団法人日本環境協会（東京）が公募を経て環境庁長官（当時）より指定を受け、地球環境パートナーシッププラザ（渋谷区）に併設して活動を開始した。平成16年には、港区に環境学習施設「ストップおんだん館」（以下、「おんだん館」という。）を開設して移転し、現在に至る。

全国センターの役割や活動のあり方については、第2章に述べたとおり、活動開始前時点で「あり方報告書」により整理されているが、その後数回の温対法改正や都道府県センターや都道府県推進員の活動が各地で進められてきたことに伴い、求められる役割が大きく変わってきている。

平成21年度の事業計画では、具体的に実施が予定される主な活動内容は、以下のとおりとなっている。

- ① 地球温暖化防止の国民的運動の実施
 - ・一村一品事業（全体の進行管理、全国大会運営、全国メディア広報等）
 - ・身近な生物調査活動（いきものみつけ）等の実施
- ② 広報・普及啓発事業
 - ・地球温暖化問題についての様々な広報・普及啓発活動の実施
 - ・普及啓発手法・ツールの開発・普及（パンフレットの提供等）
 - ・地球温暖化防止月間行事の実施
 - ・ホームページの運用
- ③ 環境学習支援事業
 - ・地球温暖化問題に関する環境学習ツールの制作
 - ・おんだん館での環境学習支援等の実施
- ④ 情報基盤整備事業
 - ・基本情報の体系的な整備と提供

- ・技術情報の整備と提供
- ・国内の地球温暖化防止活動事例に係る情報提供等

⑤ 都道府県センター、推進員等の研修及び支援事業

- ・研修の実施（都道府県センター職員研修の実施、推進員研修事業のとりまとめ、おんだん館による人材育成事業の実施）
- ・都道府県センター等の支援（都道府県センター設立支援、都道府県センター便覧作成）

⑥ 民間団体等各主体との連携事業

- ・ライフスタイルフォーラムの実施
- ・おんだん館におけるイベント開催
- ・民間団体等各主体との連携による自主事業

なお、全国センターは、これらの事業を通じた都道府県センター支援以外にも、各都道府県センターからの相談・照会対応等、実務レベルの支援を実施しており、この機能が実質的に重要な役割を果たしている。

（３－２－２）課題

全国センターの課題については、以下の点が指摘されている。

- ①都道府県センターは、全国センターが、現在までに行ってきた都道府県センター職員の研修、交流会、地域セミナー、事業報告会などに加え、都道府県センターが関わる事業の全国レベルでの連絡調整や都道府県センターとの連携事業などを通して、総合的な力量向上をもたらす支援機能を果たすことを期待している。しかし、都道府県センター向け支援拠点としての全国センターのビジョン、役割、目標は必ずしも明確化されておらず、都道府県センターとの共有も十分ではない。
- ②マンパワー不足が指摘される都道府県センターに対する、全国センターの支援が重要になっている。平成 20 年の温対法改正により、市センターを指定することができることとなったことを踏まえて、地域における地球温暖化対策をより地域住民・企業の具体的な行動に結びつけるため、今後、地域センターを支援する機能をより一層強化することが求められている。
- ③地球温暖化問題に関する社会的関心の高まりから、地球温暖化問題に関する最新の情報の発信や各種の普及啓発資料の提供などに関する要望はますます高まっており、それに応える必要がある。
- ④環境省、都道府県、市町村、全国センター、都道府県センター、推進員、地域協議会等、地域の取組に関わる主体間において、ビジョン、役割、取組の状況、課題や成功事例を共有するため、コミュニケーションを一層緊密に図るなど、全国規模での取組にあたっての連携の推進がますます重要になっている。
- ⑤自ら課題を克服し、活動内容を改善していくためにも、全国センターの地域連携に係る役割、活動の目標、成果などについての評価、課題の分析、対策の検討・実施を継続的に行っていくことが求められている。

（３－３）都道府県推進員

（３－３－１）現状

環境省の調査によれば、平成 20 年 9 月現在、45 道府県で 6,793 人の都道府県推進員が委嘱を受け、活動している。都道府県推進員は、都道府県知事はその政策に基づき、地域の実情に応じて委嘱するため、委嘱の状況は一様ではない。例えば、委嘱数は、28 人から 469 人まで、人口比を考慮しても極端な違いがあり、選考の要件（審査の有無等）、選考手法（公募、推薦等）、任期等も多様である。

平成 19 年度に全国センターが実施した都道府県推進員の委嘱に関するアンケート結果によると、都道府県推進員の委嘱・活動の現状は次のとおり。

① 属性

都道府県推進員の職業は、会社員／団体職員、専業主婦、退職者の順に多く、年齢は 60 代以上で 50 %以上、40 代以上で 90 %以上を占めており、性別では男性が 64 %を占めている。

② 選考、委嘱

選考に当たっては、ほとんどの都道府県において、公募、推薦、又はそれらを併用している。また、地球温暖化防止に関する知識があることや試験又は一定の研修を受講することを条件としている。

委嘱期間は、2年としているところが最も多く80%以上を占める。

③ 推進員活動の支援

都道府県センター又は都道府県の半数程度が、都道府県推進員活動に対しての交通費、日当、謝礼等の支援を行っている。都道府県の都道府県推進員関連予算も、0～最大1,750万円以上まで、大きな幅があり、100万円以上の予算を計上する都道府県も20ヶ所ある。

④ 活動状況

ほとんどの都道府県において、都道府県推進員に対して活動報告を求めており、それによると、都道府県、市町村や都道府県センターにおける都道府県推進員の役割として、イベントへの参加や都道府県、市町村の環境関係への審議会や委員会に委員として参画、市町村との意見交換・情報交換などが行われているという報告がある。

また、都道府県推進員の活動が効果を上げている例としては、グループ活動や地域協議会の設立・運営、学校等への派遣、出前授業の実施、家庭や店舗等の省エネ診断・アドバイス活動、公共施設の壁面緑化などの取組支援、市町や地域（町内会等）と連携した活動などが報告されている。

⑤ 制度の運用

都道府県推進員制度の運用への都道府県センターの関与には幅があり、そもそも都道府県センターが関与していない地域も4割程度あった。

また、都道府県センター関与の内容も、都道府県センター自身が派遣制度を持つ地域も10ヶ所ある一方で、依頼を受けてその都度対応している都道府県センターが22ヶ所、派遣制度そのものがない都道府県センターが4ヶ所ある。

(3-3-2) 課題

都道府県推進員に係る課題については、次のような点が指摘されている。

- ①積極的に活動を行っている都道府県推進員から、研修への参加や個人レベルの実践にとどまる都道府県推進員まで、都道府県推進員の活動の水準には大きな幅がある。都道府県、都道府県センターの多くが、都道府県推進員の研修等の活動支援を行う上で、活動の水準をあげることに苦労している。
- ②市町村の推薦等を参考に、都道府県により都道府県推進員が委嘱され、委嘱後の研修や派遣等の活動支援のみを都道府県センターが担っている地域が数多くある。しかし、都道府県・市町村と都道府県センターの間で都道府県推進員に期待する技能や活動内容に隔たりがあるケースが見られるなど、都道府県推進員の委嘱、支援に当たって、都道府県、市町村、都道府県センターの間の連携が十分ではないケースが見られる。
- ③更新の頻度が高く、活動経験が積み上がらない。
- ④都道府県・市町村や都道府県センターとの連携、政策への協力が十分行われていない。
- ⑤都道府県推進員の数が増えても都道府県センターの支援能力がそれに合わせて増えるわけではなく、効果的できめ細かな支援を行うことに対し、都道府県センターが苦労しているケースが見られる。
- ⑥都道府県推進員の活動の方向性を明確にすべき。
- ⑦都道府県推進員の個々の活動については、第三者が目標設定や改善を求めることは馴染まないと考えられるが、域内の都道府県推進員全体の活動状況については、その成果を向上させるため、都道府県推進員の役割、活動の目標、成果などについての評価、課題の分析、対策の検討・実施を継続的に行っていくことが求められている。
- ⑧交通費や研修用教材費などの活動経費に係る予算が不足している都道府県がある。

(3-4) 地域協議会

(3-4-1) 現状

地域協議会は、温対法に基づき、自由に設立でき、届出の必要もないため、設立や活動の状況を完全に把握することはできない。平成20年9月の環境省の調査によれば、地方公共団体が把握している地域協議会は、全国で344団体存在している。平成20年12月現在、296団体が環境省が運営する登録簿（任意登録）に掲載されている。それらの構成団体の状況は、以下のとおりである。

① 行政（都道府県、市区町村、国の機関等）	120 団体	40.5 %
② 都道府県センター	52 団体	17.6 %
③ 推進員（明記されているもののみ）	60 団体	20.3 %
④ 事業者（事業者・事業者団体）	214 団体	79.4 %
⑤ 住民（個人、住民代表、自治会等）	182 団体	61.5 %
⑥ NPO	146 団体	49.3 %
⑦ 学校（大学、小中高校、教員）	85 団体	28.7 %

これらの主たる活動目的をみると、以下のとおりである。

① 啓発、イベント、広報等	82 団体
② 実践活動	101 団体
③ 協議（計画策定、まちづくり、交通計画）	23 団体
④ 省エネ機器・省エネ住宅の普及	87 団体
⑤ その他（人材育成等）	3 団体

(3-4-2) 課題

地域協議会に係る課題としては、以下のような点が指摘されている。

- ① 都道府県、市町村、都道府県推進員、都道府県センターとの間で情報交換などの機会が少なく、更なる連携を図るべき。
- ② 環境省の登録制度があるものの、地域協議会の設置、活動の状況について実態が十分に把握されていない。
- ③ 都道府県、市町村、都道府県センターや都道府県推進員との連携や役割分担のあり方が明確になっていない。
- ④ 財源のない協議会は活動が鈍いこと等が指摘されている。

第4章 温対法改正後のセンター、推進員、地域協議会、実行計画協議会の位置づけ及び役割

(4-1) 地域センター

(4-1-1) 都道府県センターと市センターの役割分担の考え方

都道府県センターの役割は、市センターとの役割分担によって変わることが予想される。したがって、まずはじめに、市センターとの役割分担について整理する必要がある。

第1章(1-1)において述べたとおり、市センターや市推進員が設けられた趣旨は、新たに実行計画に定めることとされた対策・施策を地域住民・企業の具体的な行動に結びつけるためである。このことを踏まえ、都道府県センターや市センターの役割は実行計画に定める対策・施策に応じて変わると考えられる。

都道府県や指定都市等が定める実行計画の内容は、地球温暖化対策における都道府県と指定都市等の役割に応じて定められると考えられる。地球温暖化対策における都道府県と指定都市等の役割の違いについては、次のとおりの整理されることが考えられる。

まず、指定都市等が設けられた趣旨は、市町村の規模能力等に応じた事務配分を進めていくことが基礎的な行政に責任をもつ市町村の機能を一層充実させていくうえでより望ましいという地方分権の考えを背景とし、社会的実態としての諸機能、規模能力等が比較的大きな都市(政令市、中核市、特例市)について、行政ができるだけ住民の身近で遂行することができるようにすることである。

また、都道府県や指定都市等の事務事業は、当該地域の自然的社会的条件に大きく左右されるとともに、都道府県と市町村が持つ地域とのつながりのシステム(例えば、都道府県レベルの活動団体、業界団体、地域レベルの町内会、商工会等)によって異なる。この考えに鑑みれば、地球温暖化対策における都道府県センターと市センターの役割分担についても、市センターは、その地域の自然的社会的条件に応じて、より住民に身近に、きめ細やかに地球温暖化対策を実施し、都道府県センターは、市センターの活動を調整することも含め、より広域的な観点から地球温暖化対策を実施することになると考えられる。

この役割分担の考え方を踏まえ、両センターが存在する指定都市等においては、基本的には、都道府県センターは、県内の市センター、NPO、地域協議会等の連携・交流等の連携事業に、市センターは、より地域に密着した相談、助言、支援等の支援事業により重点がおかれると考えられる。

(4-1-2) 都道府県センターの役割

(4-1-1)の都道府県センター及び市センターの役割分担の考え方を踏まえ、都道府県センターの役割について整理をする。

都道府県センターは、基本的には当該都道府県全域が活動範囲となる。しかし、前述の市センターとの役割分担の考え方に加えて、さまざまな情報を一元的にまとめて効率的に提供するために、その区域に一に限って指定できることとしている制度の趣旨を踏まえ、

- ①特に都道府県全域で行うことが求められる活動
- ②複数市町村にまたが行うことが求められる活動
- ③指定都市等以外の市町村における活動
- ④市センターが指定されていない指定都市等における活動を重視することが求められる。

これらに基づけば、都道府県センターの役割には、

- ①都道府県内の市センター、NPO、地域協議会、各種団体との交流・連携
- ②都道府県推進員の育成、研修、活動支援
- ③複数市町村や指定都市等以外の市町村にまたがる民間活動の支援、
- ④市町村の実行計画の策定・評価の支援
- ⑤域内での具体的な温室効果ガス排出削減のプロジェクトの実施やその支援
- ⑥全県レベルでの情報提供、調査研究

などがあると考えられる。

(4-1-3) 温対法第24条第3項に基づく連絡調整

都道府県センターと市センターの活動が、効果的な連携と役割分担の下に行われるには、政策や活動の進展、変化に応じて、様々な調整が求められる。

具体的には、例えば、

- ①政策に関する情報その他必要な情報の共有
- ②相互の課題解決や関係者の合意形成
- ③ビジョン、役割や活動目標の共有
- ④役割分担に基づく効率的、効果的な活動の推進
- ⑤連携の機運を高め、協働のきっかけをつくる 等

のための連絡調整が考えられる。都道府県センターは、これらについての情報共有や協議の場を設定するなど、センター間の連携を深める役割を担うこととなる。

なお、平成20年の温対法改正により市センターが新たに指定できることになり、都道府県センターは市センターに対して連絡調整することが求められるようになったが、これは都道府県センターの業務の一部を市センターに委任させることを意図しているものではないことに留意する必要がある。

(4-1-4) 市センターの位置づけ及び役割

市センターは、指定都市等の長が、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、啓発活動等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定都市等に一を限って、指定することができることとされている。なお、その区域に一に限り指定することができることとなっている理由は、全国センター及び都道府県センターと同様である(第2章(1)参照)。

市センターは、これまで述べたとおり、より住民に身近な取組に重点がおかれるという整理を踏まえると、

- ① 学校、自治会、公民館、地域センターなど、市内の拠点や住民組織等との接点を活かした情報提供、啓発活動、相談・助言
 - ② 住民や商店、市内の事業者に対する具体的な温室効果ガス排出削減のプロジェクトの実施や企画立案等の支援事業
 - ③ 市推進員や市域の活動団体等との連携事業
 - ④ 広報誌等を活用した啓発活動や情報提供
 - ⑤ 市レベルでの調査研究、情報提供事業
- などに重点がおかれると考えられる。

(4-2) 全国センターの役割

平成20年の温対法改正による直接的な位置づけの変更はないが、市センター、市推進員が指定、委嘱できることとなったことから、市センターの職員や市推進員の育成や市センター、市推進員に関する取組事例等の情報の収集、発信等が業務として必然的に追加される。

また、新たに、従前より支援対象であった都道府県センターに市センターとの連携や役割分担、連絡調整等の役割がおかれたことから研修、情報提供等を通して、地域センター支援の強化が求められる。

(4-3) 都道府県推進員及び市推進員の役割

都道府県推進員と市推進員の間での取組内容は特に大きく異なることはないと思われるが、それぞれの都道府県、指定都市等が定める実行計画に具体的な位置づけや役割が示されることが望ましい。また、これまで都道府県推進員が培ってきた経験やネットワークを活かすためにも、都道府県推進員が、地域協議会や研修会等の場等を通じて、市推進員との情報交換を積極的に行いつつ、自ら引き続き活動を行うことも考えられる。

(4-4) 地域協議会の役割

平成20年の温対法改正により、実行計画協議会が設置できることとなり、実行計画協議会は実行計画の策定と計画に定められた取組を行うこととされたが、地域協議会は、引き続きこれまでと同様に、国の地方支分部局、地方公共団体、地域センター、推進員、事業者、住民、環境保全のための団体等が連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき事項について協議するための仕組みとして、積極的に活用されるべきと考えられる。

(4-5) 実行計画協議会の位置づけ及び役割

地域の総合的な温室効果ガスの排出抑制等に関する計画である実行計画には、地域の住民に対する普及啓発や中小事業者に対する指導・助言に関する事項や公共交通の利便性向上や緑地の保全など地域環境整備に関する事項等多岐にわたる内容が盛り込まれ、これらは都市計画などの他の施策と連携することが求められている。

そのため、実行計画を策定するに当たっては、利害関係者を有する事業者、住民、関係行政機関等に、学識経験者を加えたメンバーにより、十分な議論を行うことが望ましい。また、計画の実行に当たっての連絡調整の場が設けられることが、計画の実行性を増す上でも重要である。

したがって、実行計画の策定、実施における協議等を円滑に進めるための協議会の策定主体である地方公共団体が組織することができることとしたものである。

実行計画協議会における地域センター、推進員等の具体的な活動は、都道府県・指定都市等が策定する実行計画の内容に位置づけられることが望ましい。

第5章 温対法改正後の地域の取組の推進に係る国、都道府県、指定都市等の役割

(5-1) 国

国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めることとなっている。センター、推進員、地域協議会等、温対法上の地域の取組主体は、前章までに触れたとおり、それぞれ果たすべき役割や課題があり、国は制度全体がうまく機能して国内対策により貢献できるように地域における地球温暖化防止のあり方について検討を行い、検討結果をまとめてセンター、推進員等に対して示すとともに、常に当事者の参画のもとにこうした議論を行い、コミュニケーションをとっていくことや、必要に応じて制度を改正していくことが求められる。

(5-2) 都道府県

業務その他部門や家庭部門における温室効果ガスの排出量を抑制することが喫緊の課題であることを踏まえ、地域センター、都道府県推進員、実行計画協議会を積極的に指定、委嘱、組織し、これらが、地域における取組の中核を担う者であることを実行計画に明確に位置づけることが望ましい。また、地域における取組を促進し、事業者や住民に対する助言、教育、普及啓発等を一層強力に推進することが求められる。

実行計画の策定、実施を円滑に行うため、実行計画協議会の組織、活用も含め、関係行政機関、地域センター、推進員、事業者、住民等の利害関係者との調整を図る必要がある。(実行計画の策定等に関する詳細は、地方公共団体実行計画策定マニュアルを参照されたい。)

また、都道府県は、自らが指定する都道府県センター等と密に情報交換等を行い、自らが委嘱した推進員の活動状況を把握し、それらが実行計画の推進に具体的に貢献するよう、適切な措置を講じていく必要がある。特に、第3章(3-1-2)で述べた都道府県センターの課題の克服に向けた対策について、十分な検討が必要である。

さらに、域内の指定都市等において市センターや推進員が指定・委嘱される場合には、都道府県センターや都道府県推進員との役割分担を十分に検討し、相互補完と連携協働により相乗効果をもたらすよう、必要な調整を行うことが期待される。具体的には、都道府県と指定都市等がそれぞれ指定、委嘱する地域センター、推進員について、それぞれの活動内容、活動範囲、役割が合理的であるかなど、指定都市等と事前に十分な協議・調整を行い、密接な地域連携を図るための措置を講ずる必要がある。

(5-3) 指定都市等

業務その他部門や家庭部門における温室効果ガスの排出量を抑制することが喫緊の課題であることを踏まえ、市センター、市推進員、実行計画協議会を積極的に指定、委嘱、組織し、これらが地域における取組の中核を担う者であることを実行計画に明確に位置づけることが望ましい。また、その機能、役割を整理して示し、その活動の促進に向けて必要な支援を行うとともに、事業者や住民に対する助言、教育、普及啓発等を一層強力に推進することが求められる。

実行計画の策定、実施を円滑に行うため、実行計画協議会の組織・活用も含め、関係行政機関、地域センター、推進員、事業者、住民等の利害関係者と調整を図る必要がある。(実行計画の策定等に関する詳細は、地方公共団体実行計画策定マニュアルを参照されたい。)

また、都道府県同様に、自らが指定する市センター等と密に情報交換等を行い、課題が生じた場合など、取組状況の改善に向けて可能な限り協力していく必要がある。

(5-4) 留意すべき事項

(5-4-1) 都道府県センターと市センターの重複指定

実行計画に定めることとされた対策・施策を地域住民・企業の具体的な行動に結びつけるため

に、地域センターの規定が設けられたことに鑑みれば、都道府県・指定都市等においては、地域センターを設置することが望ましい。しかし、現在指定を受けている都道府県センターの多くが県庁所在地に拠点を置いており、市センターにふさわしい法人が市内に他に存在しないなどの場合には、都道府県センターに指定された法人を市センターとして重複して指定する場合が考えられる。

重複指定を行う場合には、次のような長所が考えられる。

- ① 同一法人が担うことで、都道府県と指定都市等における取組の重複等を回避し、効率的な事業運営が可能となる。
- ② 同一法人が担うことで、情報、人的ネットワーク、ノウハウ等が1ヶ所に集約し、拠点機能の分散をさけることができる。
- ③ 地域センター間の調整が不要となる。

一方で、次のような短所も予想される。

- ① 十分な財政基盤、人的基盤が得られない場合には、負担が過大なものとなるおそれがある。
- ② 複数の法人による活動に比べて、活動の幅が広がらない可能性がある。
- ③ 指定元が複数となり、調整が煩雑になる可能性がある。

重複指定を行う際には、こうした長短両所を十分に勘案して検討する必要がある。

(5-4-2) 地域センターの指定期間

都道府県によっては、都道府県センターの指定期間が設けられ、指定法人の定期的な見直しが行われる場合がある。指定期間を設ける場合、その期間を3年程度としている場合が多い。

指定期間の設定と指定法人の見直しをすることについては、長所、短所が存在する。

長所としては、以下の点があげられる。

- ① 地域センターの指定を希望する法人が複数ある場合、公平性を確保するとともに、競争により質を確保することができる。
- ② 一法人の占有による事業の硬直化を避けることができる。

一方、短所としては、

- ① 情報、ノウハウ、人的ネットワークなどが、指定替えに伴い、解消し、新たな地域センターがこれらを体得するのに時間がかかる。
- ② 雇用が不安定となり、職員の人材育成が十分行えず、優秀な人材を確保できない。

などがあげられる。

地域センターが地方公共団体や推進員等と十分なネットワークを構築し、地域の地球温暖化対策において効果をあげていくには、本来中長期的ビジョンと、それを可能にする活動基盤が必要である。指定期間を設定する際には、上記の長短両所に加えてこのことを十分に勘案して検討する必要がある。

なお、指定法人の見直しを行う際には、地域センターの活動実績、運営状況についての評価を行うこととなるが、指定期間（評価期間）が短いとこれらの評価を適切に行うことが困難な場合もあり得る。

(5-4-3) 都道府県推進員と市推進員の重複委嘱

平成20年の温対法改正により、新たに指定都市等が推進員を指定できるようになり、指定都市等が、都道府県推進員を市推進員として重複して委嘱する場合が考えられる。推進員は、自発的な活動や協力が旨とされる以上、同一の人材が重複委嘱を受けたとしても、それ自体には問題はなく、現に他の法律に基づく推進員等や行政が開催する検討会の委員等を兼任する推進員も多い。

しかし重複して委嘱を受けた推進員は、それぞれの自治体の要請に応じた活動を求められることから、自ずと活動量が増加するなどの負担が生じることとなるので、都道府県及び指定都市等は重複委嘱に際しては、当該推進員の意欲等を十分確認しておくとともに、都道府県及び指定都市等の推進員の活動の方向性について十分な理解を得ること及び各都道府県・指定都市等間で連携・調整を図ることが必要である。

また、連携・調整に当たっては、都道府県、指定都市等は、それぞれの推進員活動の方向性や効果、研修等支援について、都道府県、指定都市等が推進員制度の委嘱を開始する前の段階から、相互に共有しつつ、十分に検討する必要がある。

第6章 センター、推進員、地域協議会の課題の克服に向けた方策

以下において、それぞれの課題に向けた方策を示す。ただし、現時点では、課題の克服に向けた方策の検討が十分ではない課題もあるため、これらについては引き続き検討を行っていく必要がある。

(6-1) 地域センター

第4章で整理した地域センターの役割を果たすためには、第3章(3-1-2)で言及した都道府県センターが抱える課題に対して対策を講じる必要がある。課題に対しては、次のような対策を講じることが重要となる。

第1に、活動の財源に係る課題については、都道府県及び指定都市等が地域センターを指定する際には、指定しようとする法人が照会・相談や情報提供業務を行うための財源を十分に確保できるか、又は外部から支援を得るなどの事業を継続的に行うための仕組みを構築しているなどの活動の基盤を確立しているかどうかを見極めながら指定することが求められる。その上で、都道府県及び指定都市等は地域センターに対して助言、情報提供、支援等も行い必要がある。

第2に、人材不足の課題への対応については、雇用財源の確保自体が容易ではないが、少なくとも中心的役割を担う人材には、情報、ノウハウ、人的ネットワーク等の蓄積が図られるよう、関係者が支えていく必要がある。

地域ブロックなどにおける地域センター同士の情報交換、連携強化や全国センターによる地域との共同事業への参画などのほか、全国センターが開発した教材やツールを活用して研修等を行うなどにより、業務の処理能力の向上を図ることが考えられる。地域センターは、全国センターから情報やツールの提供を受けるだけでなく、全国センターにフィードバックをするなど、協働してそれらを開発することなどにより、双方の協力によって支援機能を向上させることが望ましい。

また、域内又は近隣の地域センターや、推進員、地域協議会、事業者、住民、NPOとのパートナーシップを構築し、連携することで、地域センターとしての対応力を向上させていく努力も重要である。そのために、地域協議会や実行計画協議会等の仕組みを活用することも考えられる。

第3に、環境省、全国センター、地域センター、推進員、市町村、地域協議会間のコミュニケーション不足の指摘については、研修会の機会やインターネット等の活用による意見交換等を一層行っていくことが求められる。広範な情報共有等については、全国センターによる連絡調整のほか、全国でブロック毎に行われている各種会議や地方環境パートナーシップオフィス等の活用も考えられる。地域センターや推進員等による地域の取組や啓発活動がより効果をもたらすようにするためには、地域センターは、地域センターを指定した都道府県・指定都市等が行う政策について情報を収集し、推進員、地域協議会等とも情報共有を図ることが望ましい。

第4に、ビジョンや活動目標が明確にされていないという指摘については、地域センターは、先述した役割を果たすこととなっているが、各地域センターのビジョンや活動目標を、実行計画等に明確に位置づけ、関係者間で共有することが望ましい。地域センターのビジョン、目標は、地域センターが主体的に確立すべきものではあるが、地域センターを指定した都道府県・指定都市等の実行計画のビジョンや目標を尊重する必要があると考えられる。したがって、ビジョン、目標の設定に際しては、都道府県・指定都市等の助言を得ることも考えられる。また、都道府県センターでは、運営委員会を設置して、外部の委員の意見を聞いた上で、都道府県センターの運営方針を決めているケースが多い。このような取組を参考とすることも有益であると考えられる。

また、連携する多様な主体との間においても理解、共感を得るためには情報交換、広報活動を行うことが重要である。このことは、地域センターの認知度を高めるためにも重要であると考えられる。

第5に、地域センターのビジョン、役割、活動の目標、成果などについて、政策や活動の進展、変化に応じながら、評価、課題の分析、対策の検討・実施を継続的に行っていく必要がある。その際には、外部の者の参画も得ることが望ましい。評価に当たっては、本来、その活動によるCO₂削減量を定量的に評価することが望ましいが、地域センターにおいて実施される活動は、必ずしも短期的なCO₂削減に結びつくものばかりではなく、情報発信や普及啓発によるライフスタイルの変化、人材育成等、間接的な貢献を含む多様な手法によるものであることを踏まえ、それぞれの活動に応じた適切な評価指標を設定する必要がある。

(6-2) 全国センター

第2章及び第4章で整理した全国センターの役割を果たすためには、第3章(3-2-2)で言及した課題に対して対策を講じる必要がある。

第1に、情報発信や普及啓発資料の提供の要望に応えるためには、地域センターの要望に応じて情報収集や普及啓発資料の開発を行い、全国的に伝搬する機能を強化する必要がある。具体的には、全国45都道府県で地域センターが整備され、今後も増加が見込まれる今日の状況下においては、自らの施設において展示を行うことにより直接情報を発信することと併せて、地域センターの支援に一層取り組むこととし、支援に係るビジョン、目標を明確にした上で、

- ①世界又は全国の地球温暖化防止に関する情報や地域センターにとって有益な情報の収集提供、
- ②地域における地球温暖化に関する学習を推進するための教材等の提供、
- ③地域センターや推進員などの指導者の育成 等

に取り組むことが求められている。これらの支援事業を行うに当たっては、地域センターとの協働のもと、地域センターの実情や要望を共有しながら事業を進めることにより、その成果を向上させることが可能となる。例えば、地域センターのフィードバック等を基にプログラムやツール、研修事業等を開発、試行、改善していくことが考えられる。

第2に、環境省、都道府県、市町村、全国センター、都道府県センター、推進員、地域協議会間のコミュニケーション不足という課題については、全国規模での取組に係る連携を推進するため、地域センター職員を対象とした研修会の機会、インターネット等を活用し、全国センターのビジョン、役割、取組の状況、課題や成功事例について、より緊密な情報交換が進められるよう、この課題の改善に取り組むことが求められる。また、支援対象となる地域センターの要望を明確化するためにも、地域センターとの連携事業や相互交流に積極的に取り組むことが期待される。

第3に、全国センターの地域の取組支援に係るビジョン、役割、活動の目標、成果などについて、政策や活動の進展、変化に応じながら、評価、課題の分析、対策の検討・実施を継続的に行っていく必要がある。評価に当たっては、地域センター同様に、CO2削減に対する間接的な貢献についても的確に評価していく必要がある。

(6-3) 推進員

第2章及び第4章で整理された推進員の役割を果たすためには、第3章(3-3-2)で言及した都道府県推進員が抱える課題に対して対策を講じる必要がある。課題に対しては、次のような対策を講じることが重要となる。

第1に、推進員の活動の活性化については、本人の地球温暖化対策に関する知識や熱意について確認を行うことが重要であり、その際、必要に応じ、地域センターの協力を得ることが考えられる。特に、推進員は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に対する熱意と識見を有する者のうちから委嘱することとなっていることを踏まえれば、一定の知識を身に付け、地域の視点、自分の視点で語れる人や地域活動のリーダーたり得る人を積極的に委嘱することが望ましい。また、地域の活動ということを考えれば、各市区町村の推薦を受けて委嘱を行うということも地域との効果的な連携を図りやすい。

推進員の選考にはいくつかの方法があるが、都道府県や指定都市等は以下のような留意が必要と考えられる。

- ①公募に際しては、求める推進員像を可能な限り明確に示し、応募者の期待とのミスマッチを防ぐ。地域センターと同様に、基本的には、都道府県知事、指定都市等の長が、その必要性に応じて、それぞれの区域の推進員を委嘱するものであるため、推進員に期待する役割等を要綱等により明確に示したうえで、選考、委嘱、制度運営を行うことが望ましい。
- ②市町村や地方支分部局からの推薦に際しても同様に、都道府県及び指定都市等は推薦元に対して求める推進員像を明確に示すとともに、委嘱後の連携等責任ある関与を要請していく。
- ③委嘱に当たっては、推進員に対し、これまで述べたような各主体との連携や積極的な取組を期待する点から、知識や意欲のみならず、自発的・主導的な活動、各主体との連携が期待できるかどうかについても考慮することが望ましいと考えられる。
- ④募集から委嘱までのプロセスにおいて、地域センターが連携することが望ましい。

第2に、推進員の能力向上のためには、全国センターが開発したツールを地域の実情に合わせてながら活用・応用するとともに、地域センターと地方公共団体が協働して研修会を開催するなどにより、対応することが効果的であると考えられる。その際、研修講師として、経験のある都道府県推進員を招くことも効果があると考えられる。特に、任期を設定した推進員の交代により活動経験や研修効果が蓄積されにくいため、それらを補う方法を考慮する必要がある。

第3に、都道府県及び指定都市等や地域センターとの連携を更に図るためには、都道府県及び指定都市等、地域センターが参加する地域協議会・実行計画協議会への参加を積極的に推進員に呼びかけることも必要である。一方、推進員自らも、委嘱を受けた都道府県・指定都市等が行う政策に関する情報や地域センターが提供する情報等も積極的に収集したうえで、行政の関係するイベントなどについて周知を図り、他の推進員の参加を広く促すことが望ましい。

第4に、推進員の活動の方向性の明確化については、都道府県及び指定都市等において、これを具体化し、実行計画等に明示することなどにより、推進員、地域センターと共有することが望まれる。このことにより、推進員の委嘱、支援に当たっての目標等が都道府県や指定都市等と地域センターの間で共有されるようになり、これらの中で推進員への期待のミスマッチを回避し、推進員活動のより円滑かつ効果的な支援が行えるようになるとともに、推進員の資質向上や活動の活性化に寄与すると考えられる。

第5に、域内の推進員全体の役割、活動の状況などについて、地球温暖化対策をとりまく状況、地域の取組のあり方の変化に対応させながら、評価、課題の分析、対策の検討・実施を継続的に行っていく必要がある。その際には、外部の参画も得ることが望ましい。また、評価に当たっては、地域センター同様に、短期的なCO₂削減にとどまらない視点による評価を必要とする。

(6-4) 地域協議会

第2章及び第4章で整理された地域協議会の役割を果たすためには第3章(3-4-2)で言及した地域協議会が抱える課題に対して対策を講じる必要がある。

第1に、協議会は、それぞれの地域の地球温暖化対策に関わる関係者が集まって、当該地域にふさわしい施策を協議するために、各主体との幅広い連絡体制と情報共有が望ましい。特に、その地域の活動や情報を主体的に掌握する必要がある地方公共団体や地域センターとの連携は重要である。具体的には、地方公共団体や地域センターと協議会の連絡調整の場を持つことや、地域センターの活動と関わりの深い領域の協議会には、必要に応じて、地方公共団体や地域センターが構成員又はオブザーバ等として参画することが考えられる。

また、協議会の目的や形態に応じて、(6-3)に述べたように、推進員の参画等を積極的に受け入れていくことが期待される。

第2に、環境省登録制度の運用に当たっては、例えば以下のような見直しを検討すべきである。

- ①地域協議会は、毎年活動状況を環境省に報告することとし、報告がない場合は登録を取り消すなどの措置を講じる。
- ②環境省は、常に最新の地域協議会に関する活動の情報を整備し、公表する。
- ③地方環境事務所、各地方公共団体、地域センター等は、地域協議会の活動状況を把握するよう努めることとし、必要に応じて、環境省(本省)と情報交換する。

なお、都道府県及び指定都市等においても実態の更なる把握に努めるとともに、地域協議会への参画、関与のあり方について、実行計画に記述することが考えられる。

第7章 まとめ

「京都議定書目標達成計画」や「低炭素社会づくり行動計画」には、我が国の目標や、その目標を達成するための様々な対策が盛り込まれているが、この対策は、国のみが実施すれば足りるものではなく、地方公共団体、事業者、住民、NPO等が、現場に近い地域において、その自然的社会的条件に即しつつ、実施する必要がある。

京都議定書の約束期間が始まって、温室効果ガス排出量は増加し続けており、特に業務その他部門や家庭部門における温室効果ガスの排出量が大幅に増加している現在の状況においては、地域が担うこうした役割が一層重要となってきた。地方公共団体、地域センター、推進員等が地域における地球温暖化対策の取組の中核となっており、相互のパートナーシップの下、地域における対策をより強力に進めることが、事業者や住民の温室効果ガス排出削減の取組を促進していくために必要不可欠である。

これまで、地域の取組については、温対法における都道府県センターや都道府県推進員の活動により一定の成果があったと見られる一方で、地球温暖化対策をとりまく状況、地域の取組のあり方が変わり、課題も生じている状況にある。

本報告書は、こうした課題や平成20年の温対法の改正により市センター、市推進員制度や実行計画協議会が新たに設けられたことを背景として、それぞれの役割や各主体間の連携のあり方について整理を試みたものである。今後は、本報告書を参考にしながら、各主体においてビジョン、役割や目標を明確化し、環境省、都道府県、市町村、センター、推進員等との間でこれらを共有するとともに、PDCAサイクルによる課題の解決、取組の改善を継続的に行っていく必要がある。特に普及啓発や人材育成は、短期的に成果が得られるものではなく、長期的な視野の目標設定の下に、評価と改善を繰り返していかなければならない。この一連の取組は、都道府県や指定都市等による実行計画との整合、連携の下に進められるべきものであり、地域センターや推進員は、実行計画の策定、取組の実施、評価等に積極的に参加することが望まれる。

環境省、都道府県、市町村、全国センター、地域センター、推進員、地域協議会等においては、本報告書を有効活用し、地域の地球温暖化対策の取組に活かされることが期待される。

参考資料 1 あり方報告書 (P. 3表抜粋)

全国センターと都道府県センターの事業の役割分担を表で示すと以下のようになる。網掛けがそれぞれに重点が置かれると考えられる部分である。また、全国及び各都道府県センターは、有機的にネットワークされる必要がある。

機能		全国	都道府県
A. 情報センター機能	1. 情報収集提供	<ul style="list-style-type: none"> 内外の温暖化情報のデータベース・ライブラリー機能 積み碎いた一般向け情報の作成 全国の先進事例情報の収集提供 	<ul style="list-style-type: none"> 通信ネットワークで直ちに全国センターのデータベース・ライブラリー機能にアクセスできる機能を持つ。全国センターと同じデータベース・ライブラリー機能そのものを持つ必要はない 県内情報の収集・整理・提供 (全国センターへの提供を含む) 地域性に合わせた情報の提供
	2. 調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 政策、対策研究 各種評価手法の標準化に関する調査研究 (例) 自治体の実行計画や各種施策の評価手法の標準化等 社会調査 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に即した/地域単位の調査研究
B. 活動支援拠点機能	3. 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 相談助言支援 先進事例紹介による活動支援 推進員を通じた地域の取り組みへの支援 市町村の実行計画の策定・評価への支援 地域の具体的な温室効果ガス排出削減のプロジェクトの実施またはその企画立案
	4. 連携事業	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県センターの状況把握とネットワーク化 (特に当初は、各県センターの立ち上げの支援) 都道府県センタースタッフの研修 (・推進員の研修等) 地域間のコーディネート 	<ul style="list-style-type: none"> 推進員の育成・研修等 推進員のコーディネート・派遣 他県のセンター・全国センターとの交流・情報交換

地球温暖化対策地域協議会について

1. 地球温暖化対策地域協議会の目的

民生部門からの温室効果ガス排出量の削減が喫緊の課題となっている中、日常生活において住民自らが効果的な取組を進めていくためには、地方公共団体が中心となり、住民や中小事業者の地球温暖化問題に対する意識や知識の高揚を図るとともに、効果的な対策についての情報提供等を行い、更にその取組の支援をしていく体制の整備が必要です。

このため、地方公共団体、地域センター、事業者、住民等が連携して対策を協議し、協力して地球温暖化対策に取り組む組織として、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織できます。この地域協議会においては、各地域の事情に応じた効果的な取組や参加メンバーの役割等について協議し、地域密着型の対策を講ずることにより、日常生活における温室効果ガスの削減を図ることを目的としています。

2. 地域協議会の設立について

（根拠条文）

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

（地球温暖化対策地域協議会）

第26条

地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(1) 構成員

：「地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者」（第1項）

地域協議会は、日常生活における地球温暖化対策に関わる者によって構成するものとします。例としては、行政主体としての地方公共団体、地域で普及啓発活動等を行う者としての地域センター及び地球温暖化防止活動推進員、対策の実施主体としての事業者及び住民を中心とし、その他に、地域の事情に応じて、地球温暖化対策活動を行うNPO等の参加が考えられます。

なお、構成員の内訳や人数についての要件は法律上明記していませんが、制度の趣旨に鑑みれば、一業種（例：事業者のみ）や少人数での設立は地域協議会としては適当ではなく、また、日常生活での対策が中心であることから、住民（団体を含む。）が参加

していることが望まれます。

地域の実情に応じて、下記の例示のような構成員で組織することが想定されます（例：[1]+[2]+[5]、[3]+[4]+[5]、[5]+[6]等）。

（想定される構成員の例）

[1]地方公共団体…例：市町村、都道府県

※地方公共団体については、地域密着型のきめ細かな対策を講じるためには市町村レベルでの組織が理想的ですが、地域の事情に応じて都道府県レベルで組織することも考えられます。

[2]地域地球温暖化防止活動推進センター

※地球温暖化対策推進法第24条

[3]地球温暖化防止活動推進員

※地球温暖化対策推進法第23条

[4]事業者…例：対策機器メーカー、地元スーパー、商店街、商工会議所等

[5]住民…例：住民、自治会、PTA、消費者団体等

[6]その他…例：NPO等

また、地域協議会は法人格を取得する必要はありません。ただし、補助制度を活用する場合には、当該補助制度の要件によっては、地域協議会の構成員に法人格を有する者が必要となる場合があります。

(2) 活動内容

：「日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため」（第1項）

地域協議会は、日常生活に関する温室効果ガスの削減を目的として設立される必要があります。ただし、この趣旨は、活動の場を一般家庭に限定するということではなく、例えば、省エネ機器の製造・普及など、事業者等の対策や住民への普及啓発など行政の対策も含めて、日常生活全般に係る分野が幅広く対象となります。

地域協議会における活動内容は、各地域協議会において決定することとなりますが、例としては、以下のものが考えられます。

- 住民の取組を推進するため必要な支援策の検討
- 一般家庭、商店街等における温室効果ガスの削減効果のある機器等の普及
- 一般家庭、商店街等に導入しやすい対策の情報交換
- 温暖化対策診断やエコドライブ診断の実施
- リサイクル運動等地域ぐるみの取組の企画・推進
- 都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員に求められる日常生活に関する活動の検討
- 共同ポスターの作成
- 住民への普及啓発のためのシンポジウム、セミナーの開催

(3) 尊重規定

：「前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の

構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。」（第2項）

地域協議会の構成員は、地域協議会の会議において決定された事項について尊重する義務があります。例えば、事業者、住民等、各主体が地域協議会の決定に基づき自主的取組を行うことや、構成員である地方公共団体が協議会の決定事項を施策に反映することが考えられます。

（4）その他

別添：[地球温暖化対策地域協議会設立状況](#)

地 域 協 議 会 の 状 況

○設置数

- ・環境省登録簿 296 団体 (平成 20 年 12 月 17 日現在)
- ・都道府県アンケート 344 団体 (平成 20 年 9 月 2 日)
- (※地方公共団体における温対法施行状況調査(平成 20 年 9 月 2 日))

○構成団体

- | | | |
|-----------------------|--------|--------|
| ・行政 (都道府県、市区町村、国の機関等) | 120 団体 | 40.5 % |
| ・地域センター | 52 団体 | 17.6 % |
| ・推進員 (明記されているもののみ) | 60 団体 | 20.3 % |
| ・事業者 (事業者・事業者団体) | 214 団体 | 79.4 % |
| ・住民 (個人、住民代表、自治会等) | 182 団体 | 61.5 % |
| ・NPO | 146 団体 | 49.3 % |
| ・学校 (大学、小中高校、教員) | 85 団体 | 28.7 % |

-
- | | |
|----------------|-------------|
| ・単独の団体で構成されるもの | 事業者のみ 37 団体 |
| | NPOのみ 7 団体 |

- ・環境省からの補助金交付団体 (19 年度) 20 団体

○主たる活動目的

- | | |
|-----------------------|--------|
| ・啓発、イベント、広報等 | 82 団体 |
| ・実践活動 | 101 団体 |
| ・協議 (計画策定、まちづくり、交通計画) | 23 団体 |
| ・省エネ機器・省エネ住宅等の普及 | 87 団体 |
| ・その他 (人材育成等) | 3 団体 |